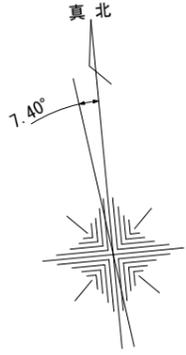


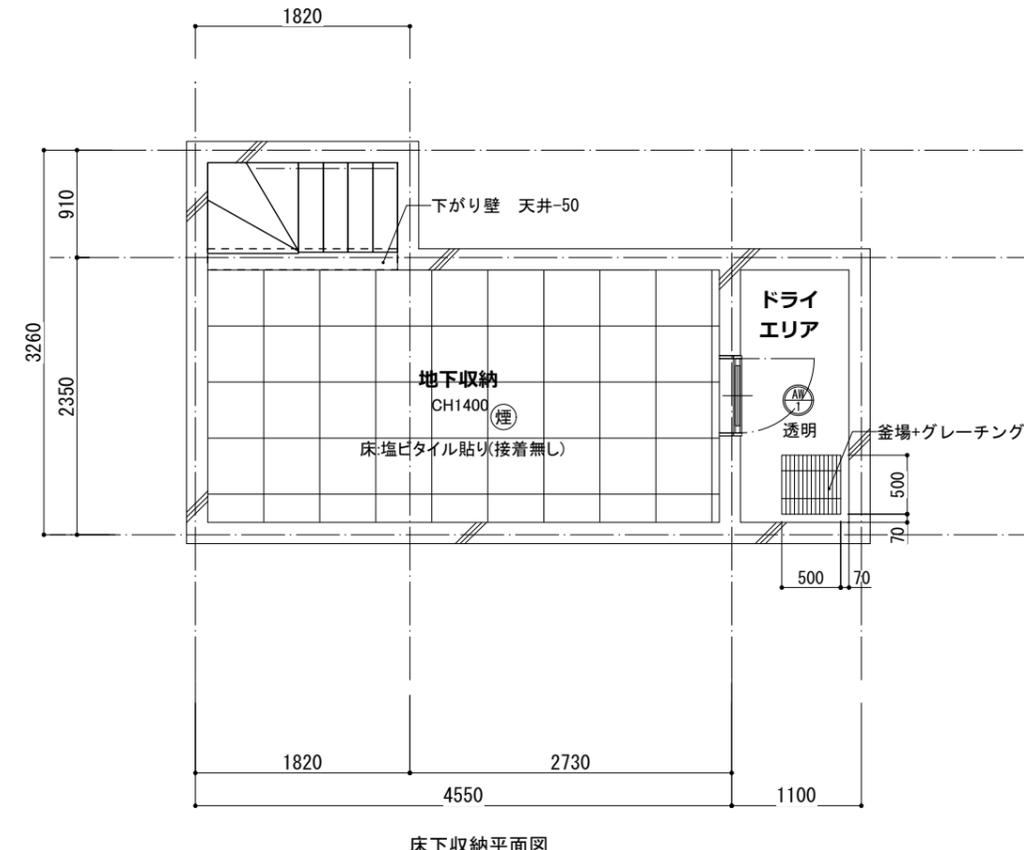
居室1 (床面積=6.62㎡)
 ※採光補正係数計算式 (D/H×6-1.4) 高さは立面図参照
 D1/H1×6-1.4=5.40/5.47×6-1.4=4.52321≒3
 必要採光面積=6.62/7=0.9457≒0.94㎡
 有効採光面積=(1.4×1.9×3)=7.98㎡>0.94㎡ ∴OK
 ・換気
 必要換気面積=6.62/20=0.331≒0.33㎡
 有効換気面積=(0.7×1.9)=1.33㎡>0.33㎡ ∴OK
 サッシ: AW-①-1



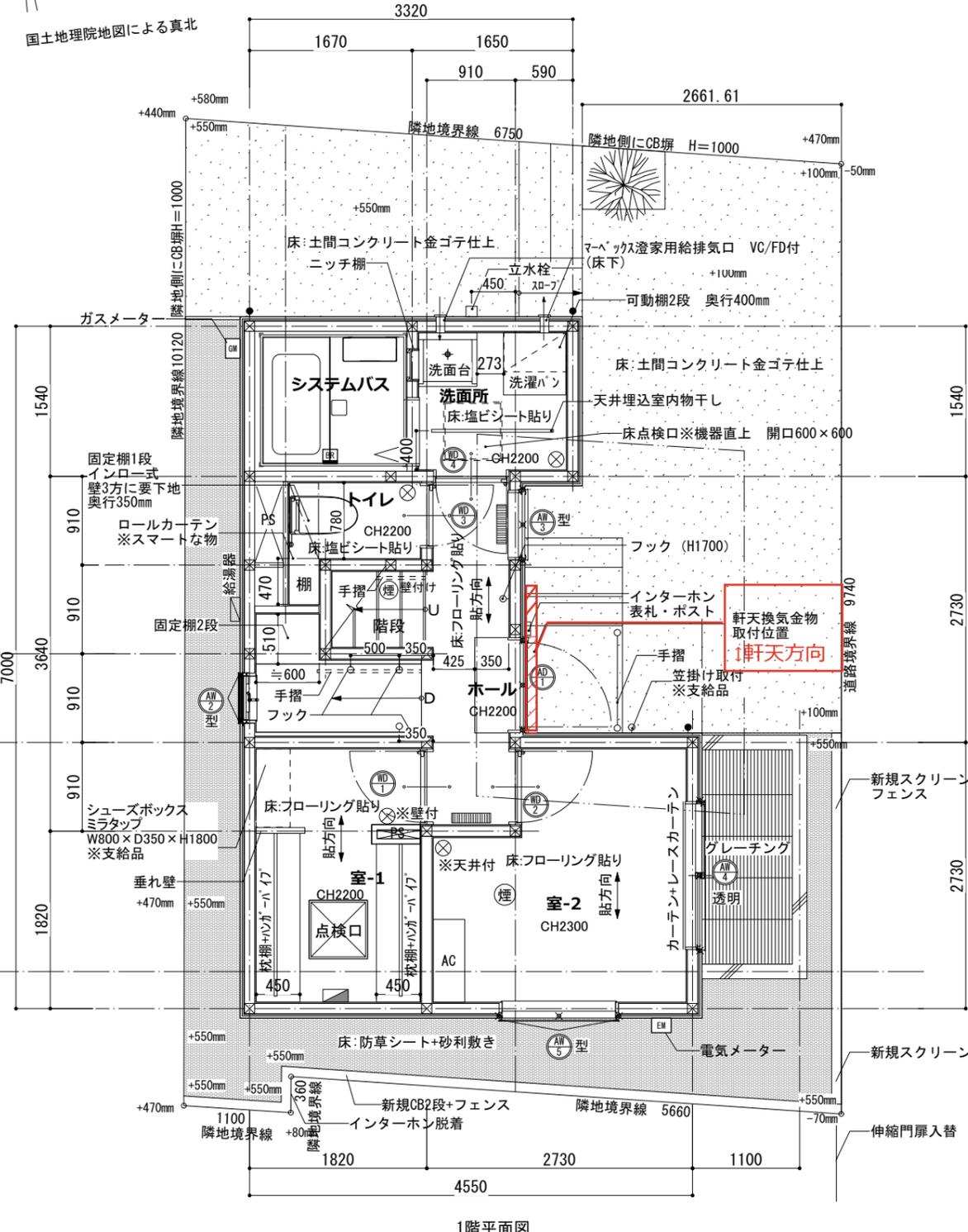
【階段】 有効幅 780
 蹴上 200
 踏面 240
 手摺設置
 ※手摺の突出し10cm以下

防 防火設備認定番号	
種類	認定番号
引違いテラス窓	EB-2719-1
引き違い窓	EB-2718-1
横滑り出し窓	EB-1525-3
横滑り出し窓※高所用	EB-1873-2
縦滑り出し窓	EB-1555-2

国土地理院地図による真北



床下収納平面図



1階平面図

【凡例】

防	防火設備
煙	住宅用火災警報器 (煙式感知器)
熱	住宅用火災警報器 (熱式感知器)
給湯器	給湯器
局所換気扇	局所換気扇100φ 防火覆い付き (台所換気扇のみ 150φ F D付)
24h	24時間対応天井換気扇 100φ 防火覆い付き (令20条の8による換気設備)
壁付換気扇	壁付換気扇100φ 防火覆い付き
給排気口	給排気口100φ 防火覆い付き
通気措置	通気措置 (アンダーカット等)
換気経路対象外	換気経路対象外
マーベックス	マーベックス澄家排気口
マーベックス	マーベックス澄家排気口

【建築基準法関係規定】

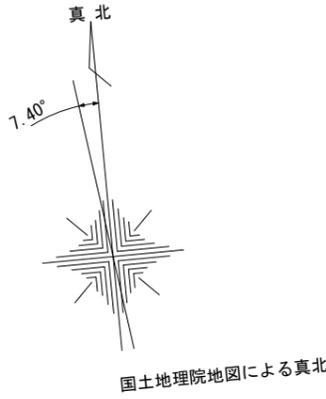
- ・水道法第16条に適合しています
- ・下水道法第10条1項に適合しています
- ・建築基準法第32条 (電気設備) に適合しています
- ・建築基準法第129条の2の4第2号 (設備の強度) に適合しています
- ・ガス事業法第162条に適合しています
- ・建築基準法第129条の2の5に適合しています

【特記事項】

- ・1階延焼の恐れのある部分とする
- ・DK、階段、廊下の壁、天井ビニルクロスは、準不燃 (QM-9416) とする
- ・床下収納は収納であり、居室としては使用しない
- ・換気扇は特記無き場合100φ防火覆い付き、それ以外は F D 付とする。

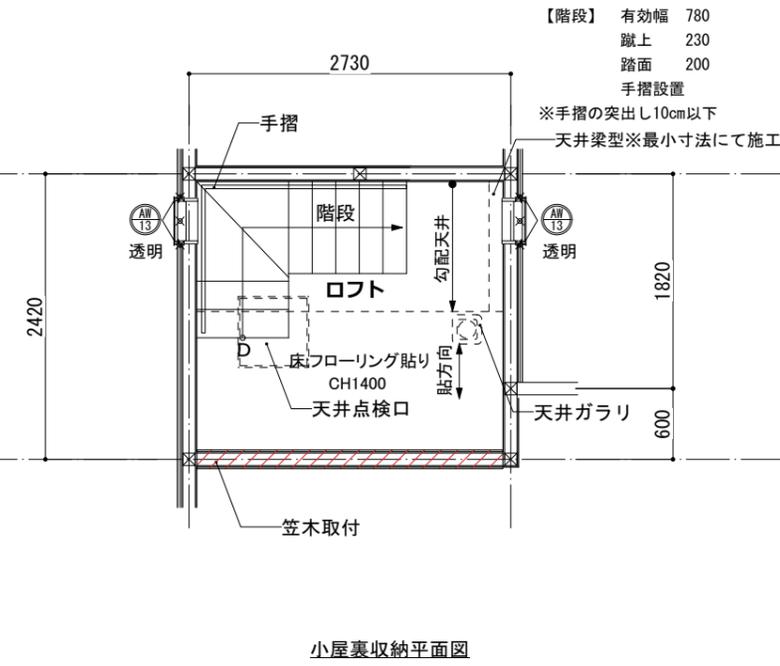
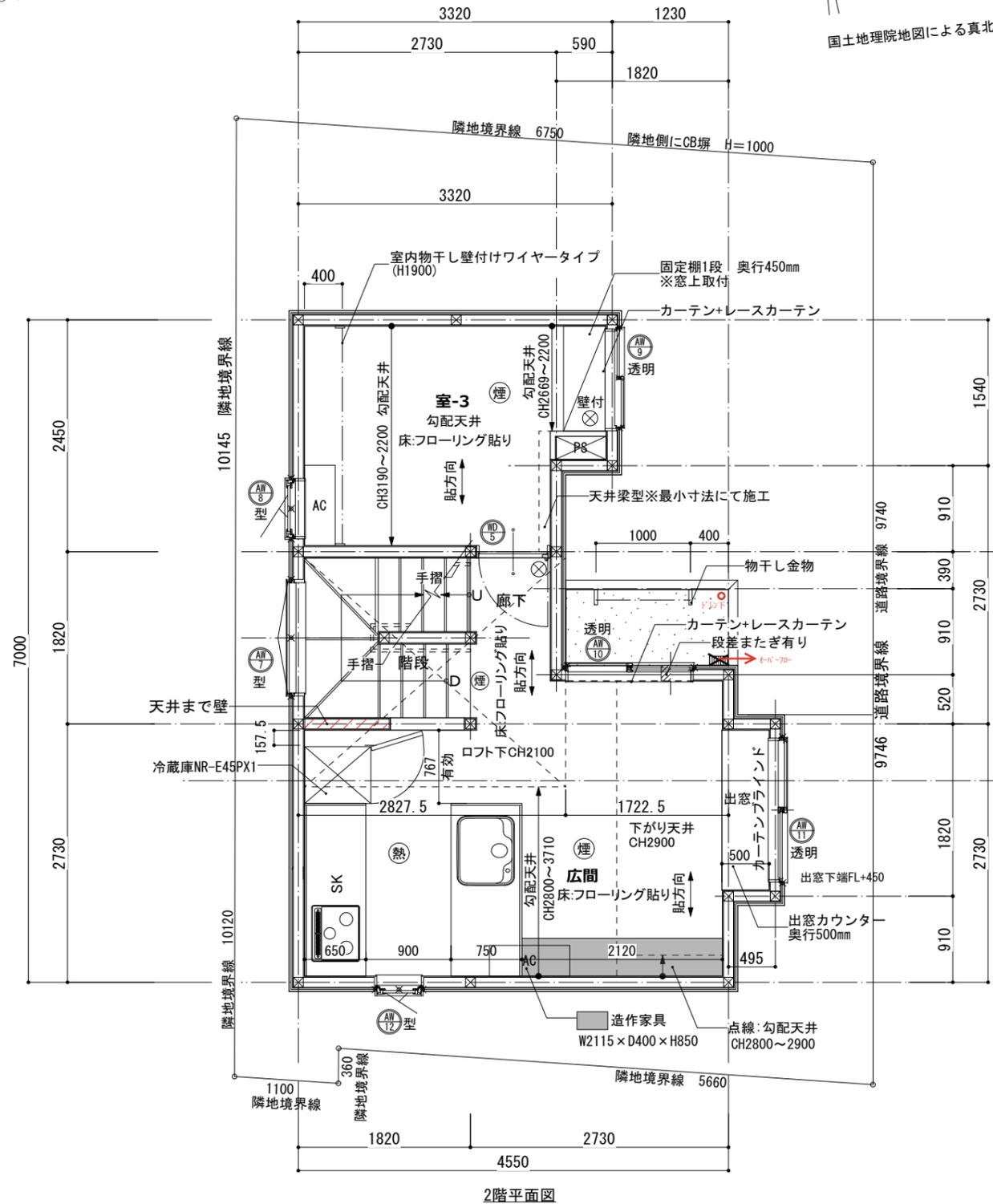
DK (床面積=13.36㎡)
 ・採光
 ※採光補正係数計算式(D/H×6-1.4)高さは立面図参照
 $D2/H2 \times 6 - 1.4 = 4.89/2.57 \times 6 - 1.4 = 10.01 \approx 3$
 必要採光面積=13.36/7=1.90857≈1.90㎡
 有効採光面積=(1.4×1.0×3)=4.2㎡>1.90㎡ ∴OK
 ・換気
 必要換気面積=13.36/20=0.668≈0.66㎡
 有効換気面積=(0.7×1.0)=0.7㎡>0.66㎡ ∴OK
 サッシ:AW-②-7

居室2 (床面積=7.59㎡)
 ※採光補正係数計算式(D/H×6-1.4)高さは立面図参照
 $D3/H3 \times 6 - 1.4 = 6.6/1.3 \times 6 - 1.4 = 29.0615 \approx 3$
 必要採光面積=7.59/7=1.08428≈1.08㎡
 有効採光面積=(1.2×0.8×3)=2.88㎡>1.08㎡ ∴OK
 ・換気
 必要換気面積=7.59/20=0.3795≈0.37㎡
 有効換気面積=(0.6×0.8)=0.48㎡>0.37㎡ ∴OK
 サッシ:AW-②-5



【住宅用火災報知器取付位置】
 天井面への取付
 ・壁、梁より600mm以上
 ・エアコン、換気扇等の噴出口より1500mm以上
 壁面への取付
 ・天井面から150mm～500mm以内

防 防火設備認定番号	
種類	認定番号
引違いテラス窓	EB-2719-1
引き違い窓	EB-2718-1
横滑り出し窓	EB-1525-3
横滑り出し窓※高所用	EB-1873-2
縦滑り出し窓	EB-1555-2



【凡例】

防	防火設備
煙	住宅用火災警報器 (煙式感知器)
熱	住宅用火災警報器 (熱式感知器)
給湯器	給湯器
局所換気扇	局所換気扇100φ 防火覆い付き (台所換気扇のみ 150φ F D付)
24h	24時間対応天井換気扇 100φ 防火覆い付き (令20条の8による換気設備)
壁付換気扇	壁付換気扇100φ 防火覆い付き
給排気口	給排気口100φ 防火覆い付き
通気措置	通気措置 (アンダーカット等)
換気経路対象外	換気経路対象外
マーベックス	マーベックス澄家排気口

【建築基準法関係規定】
 ・水道法第16条に適合しています
 ・下水道法第10条1項に適合しています
 ・建築基準法第32条 (電気設備) に適合しています
 ・建築基準法令第129条の2の4第2号 (設備の強度) に適合しています
 ・ガス事業法第162条に適合しています
 ・建築基準法令第129条の2の5に適合しています

【特記事項】
 ・全て延焼の恐れのある部分とする
 ・DK、階段、廊下の壁、天井ビニルクロスは、準不燃 (QM-9416) とする
 ・コンロ周りは防火構造 (周囲15cm・上方100cm)
 ・フードに接する部分は9mm以上の不燃材料を貼る
 ・コンロ上部は、80cm以上あげる (コンロ周囲15cm含む)
 ・吊戸棚下部 (コンロ上部80cmから100cm以内) には3mm以上の不燃材料を貼る
 ・小屋裏収納は収納であり、居室としては使用しない
 ・換気扇は特記無き場合100φ 防火覆い付き、それ以外は F D付とする。

【火気使用室の換気設備】
 3口ガスコンロ 燃料消費量 9.9KW
 $V=30KQ$
 $=30 \times 0.93 \text{ m}^3/\text{kwh} \times 9.9 \text{ kw}$
 $=276.21 \text{ m}^3/\text{h}$
 レンジフード換気量 533m³/h>276.21m³/h OK